

【保育士修学資金貸付】

1. 返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設について

修学資金貸付の従事先施設は、下記に掲載されている施設で保育士として就業した場合に限る

施設・事業の根拠法令	対象となる施設・事業
児童福祉法	児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設(児童発達支援事業、放課後等デイサービスなど)、保育所、幼保連携型認定こども園、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童を一時保護する施設、指定保育士養成施設、市町村の認可を受けた次の事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設(児童福祉法に基づく届出を行った施設、 雇用保険法施行規則第 116 条に規定する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金又は「看護職員確保対策事業等の実施について」(平成 22 年3月 24 日医政発 0324 第 21 号)に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設・院内保育所、乳児等通園支援事業
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設、認定こども園に移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園(保育所型、幼稚園型、幼保連携型、地方裁量型の全類型を含む)
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設 企業主導型保育事業
—	国立児童支援施設等(国立高度専門利用研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第 27 条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。)で引き続き5年間勤務する場合も返還免除の対象となりますが、これらの施設において業務に従事する場合には、「兵庫県の区域」は「全国の区域」とします。

2. 免除対象になる従事期間が3年間の地域について

保育士としての従事期間が3年間を満たしたら免除になる地域は以下の地域が該当します。

○過疎地域自立支援促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域。(総務省 HP 参照)

- ・過疎地域市町村等一覧(令和 4 年 4 月 1 日現在)([xls](#)／[pdf](#))
- ・過疎地域市町村地図(令和 4 年 4 月 1 日時点)([pdf](#))

○その他地域に該当する地域は、次の法律に規定する地域。

※詳しくは、各市町へお問い合わせください。

- ・離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- ・豪雪地帯及び特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法昭和 37 年法律第 73 号第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯)
- ・辺地(辺地に係る公的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律昭和 37 年法律第 88 号第2条第1項にきていする辺地)
- ・振興山村(山村振興法昭和 40 年法律第 64 号第7条第1項の規定により指定された振興農山村)
- ・特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律平成5年法律第 72 号第2条第1項に規定する特定農山村)